

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例 及び施行規則（概要）

1 条例制定の趣旨

災害対策基本法の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、本条例を制定するもの。

2 条例の概要

避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の申し出がない限り、避難支援等関係者に名簿情報を提供できるよう定めるもの。

3 名簿情報の提供（条例第3条関係）

(1)名簿情報は、南相馬市地域防災計画に規定する、次に掲げる避難支援等関係者に提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。（第1項）

- ①市
- ②消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）
- ③警察署
- ④民生委員・児童委員
- ⑤社会福祉協議会
- ⑥行政区
- ⑦福祉事業者
- ⑧自主防災組織
- ⑨その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(2)避難行動要支援者が、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。（第2項）

(3)災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、規則で定める方法により連絡を行い、名簿情報を提供することができる。（第3項）

4 名簿情報の提供に係る拒否の申出等（条例施行規則第7条関係）

(1)避難支援等関係者に名簿情報を提供する前に、避難行動要支援者に対し、名簿情報の提供の拒否を申し出る機会を与えなければならない。（第1項）

(2)避難支援等関係者に名簿提供の拒否を申し出る方法は、避難行動要支援者又はその代理人が、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（様式第4号）を提出する方法とする。（第2項）

(3)避難行動要支援者又はその代理人は、拒否の申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回届出書（様式第5号）を提出しなければならない。（第3項）

5 施行期日

令和3年4月1日から施行する。